

## 年金記録に係る苦情のあっせん等について

### 年金記録確認高知地方第三者委員会分

#### 1. 今回のあっせん等の概要

(1)年金記録の訂正の必要があるとのあっせんを実施するもの	2 件
厚生年金関係	2 件
(2)年金記録の訂正を不要と判断したもの	2 件
厚生年金関係	2 件

### 第1 委員会の結論

申立人は、申立期間のうち、昭和 22 年 8 月 1 日から 23 年 8 月 2 日までの期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められることから、申立人の A 社における資格喪失日に係る記録を 23 年 8 月 2 日に訂正し、当該期間の標準報酬月額を 500 円とすることが必要である。

なお、事業主は、申立人に係る当該期間の厚生年金保険料を納付する義務を履行していたか否かについては、明らかでない認められる。

### 第2 申立の要旨等

#### 1 申立人の氏名等

氏 名 : 男  
基礎年金番号 :  
生 年 月 日 : 昭和 6 年生  
住 所 :

#### 2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 昭和 21 年 4 月ごろから 22 年 6 月 1 日まで  
② 昭和 22 年 8 月 1 日から 24 年 4 月まで

私は、昭和 21 年 4 月から 24 年 4 月まで、A 社に継続勤務していたにもかかわらず、申立期間①及び②が厚生年金保険に未加入とされているので、厚生年金保険加入期間として認めてほしい。

### 第3 委員会の判断の理由

1 申立期間②について、「私と申立人は、A 社と一緒に入社し、一緒に退社した。」旨を供述している同僚は、オンライン記録によると、A 社において、昭和 23 年 8 月 2 日に被保険者資格を喪失していることが確認できるとともに、別の同僚も申立人と前述の同僚が同時期に退社したことを記憶している。

さらに、申立人及び前述の同僚は、「A 社での勤務期間中は、勤務形態及び業務内容等に変化は無く、給与手取額も一貫して同額であった。」旨を供述していることから、申立期間②のうち、昭和 22 年 8 月 1 日から 23 年 8 月 2 日までの期間について、申立人のみが給与から厚生年金保険料が控除されていなかったとは考えにくい。

これらを総合的に判断すると、申立人は、申立期間②のうち、昭和 22 年 8 月から 23 年 7 月までの期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたものと認められる。

また、当該期間に係る標準報酬月額については、申立人のA社における昭和22年7月の厚生年金保険被保険者台帳の記録から、500円とすることが妥当である。

なお、申立人に係る保険料の事業主による納付義務の履行については、これを確認できる関連資料及び周辺事情は無いことから、明らかでないと判断せざるを得ない。

また、政府の当該保険料を徴収する権利が時効により消滅する前に、事業主が申立てどおりの被保険者資格の喪失日に係る届出を社会保険事務所（当時）に行ったか否かについては、これを確認できる関連資料及び周辺事情が無いことから、行ったとは認められない。

- 2 一方、申立期間②のうち、昭和23年8月2日から24年4月までの期間について、当時の同僚等の供述からは、当該期間における申立人の勤務実態等は確認できず、事業主により給与から厚生年金保険料を控除されていたことを確認できる給与明細書等の資料も無い。

このほか、当該期間について、申立人が事業主により給与から厚生年金保険料を控除されていたことをうかがわせる関連資料及び周辺事情は見当たらない。

- 3 申立期間①について、当時の複数の同僚の供述から、申立人は、昭和21年4月ごろからA社に勤務していたことが推認できる。

しかし、申立人と一緒に入社し、退社したとする前述の同僚も、オンライン記録により、申立人と同日の昭和22年6月1日に被保険者資格を取得していることが確認できる。

また、A社の事業所別被保険者名簿は保管されておらず、オンライン記録においても、同社の厚生年金保険の事業所としての新規適用年月日は確認できないものの、申立期間①を含む前後の期間について、厚生年金保険被保険者台帳記号番号払出簿を確認したところ、申立人を含む8人のA社での厚生年金保険の被保険者資格の取得日（昭和22年6月1日）より前に同社で被保険者資格を取得している者は確認できない。このことから、同社の厚生年金保険の事業所としての新規適用年月日は昭和22年6月1日と考えることが相当であり、申立期間①について、同社は厚生年金保険の適用事業所では無かったことが推認できる。

さらに、申立人が申立期間①に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことを確認できる給与明細書等の資料は無く、当時の同僚からも、申立人の申立期間①に係る厚生年金保険料の控除の有無等についての供述は得られず、ほかに申立人が申立期間①において事業主により給与から厚生年金保険料を控除されていたことをうかがわせる関連資料及び周辺事情は見当たらない。

これらの事実及びこれまでに収集した関連資料等を総合的に判断すると、

申立人が厚生年金保険被保険者として、申立期間①及び②の期間のうち、昭和 23 年 8 月 2 日から 24 年 4 月までの期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことを認めることはできない。

## 第1 委員会の結論

申立人は、申立期間の船員保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められることから、A（船舶所有者）における申立人の被保険者記録のうち、申立期間に係る資格喪失日（昭和30年2月14日）及び資格取得日（昭和31年7月2日）を取り消し、申立期間の標準報酬月額を、昭和30年2月から同年8月までは7,000円、同年9月から31年6月までは8,000円とすることが必要である。

なお、事業主は、申立人に係る申立期間の船員保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

## 第2 申立の要旨等

### 1 申立人の氏名等

氏 名 : 男  
基礎年金番号 :  
生 年 月 日 : 昭和10年生  
住 所 :

### 2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和30年2月14日から31年7月2日まで

私は、昭和29年7月1日から、A氏のB丸に乗船勤務し、同船から間断なく同氏のC丸に乗船勤務していたにもかかわらず、申立期間が船員保険に未加入とされているので、船員保険加入期間として認めてほしい。

## 第3 委員会の判断の理由

オンライン記録によると、申立人は、A（船舶所有者）において昭和29年7月1日に船員保険の被保険者資格を取得し、30年2月14日に資格を喪失後、31年7月2日に同船舶所有者において再度資格を取得しており、申立期間の被保険者記録が無い。

しかし、昭和30年2月14日に被保険者資格を喪失していること及び当時の複数の同僚の供述から判断すると、申立人は、同日に、同氏が所有するB丸から間断なくC丸に乗船勤務することとなり、申立期間において同船に乗船勤務していたことが推認できる。

また、オンライン記録により、A（船舶所有者）で船員保険の被保険者資格を取得していることが確認できる複数の同僚は、「Aは、規模の大きな船舶所有者であったので、同氏が所有する船舶の乗船勤務者の中には、船員保険に未加入である者はいなかったと思う。」旨を供述している。

さらに、前述の複数の同僚からは、「当時、船員の給与は一航海ごとに支給されており、支給時には、その給与額に応じた船員保険料等が機械的に控除されていたと思う。」旨の供述が得られたことから、申立人は、申立期間において、他の船員と同様に、事業主により給与から船員保険料を控除されていたものと考えることが自然である。

これらを総合的に判断すると、申立人は、申立期間に係る船員保険料を事業主により給与から控除されていたものと認められる。

また、申立期間の標準報酬月額については、申立人と同じ職種（甲板員）の同僚等の船員保険被保険者名簿の記録から、昭和30年2月から同年8月までは7,000円とし、同年9月から31年6月までは8,000円とすることが妥当である。

なお、申立人に係る保険料の事業主による納付義務の履行については、事業主から申立人に係る被保険者資格の喪失届や取得届が提出されていないにもかかわらず、社会保険事務所（当時）がこれを記録することは考え難いことから、事業主が社会保険事務所の記録どおりの資格の喪失及び取得の届出を行っており、その結果、社会保険事務所は、申立人に係る昭和30年2月から31年6月までの保険料の納入の告知を行っておらず（社会保険事務所が納入の告知を行ったものの、その後に納付されるべき保険料に充当した場合又は保険料を還付した場合を含む。）、事業主は、申立期間に係る保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

### 第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、厚生年金保険被保険者として厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

### 第2 申立の要旨等

#### 1 申立人の氏名等

氏 名 : 女  
基礎年金番号 :  
生 年 月 日 : 大正 10 年生  
住 所 :

#### 2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和 22 年 7 月 18 日から 25 年 7 月 ごろまで

私は、A社に勤務していた期間のうち、同社での厚生年金保険加入期間が昭和 20 年 4 月 1 日から 22 年 7 月 18 日までとされ、申立期間が厚生年金保険に未加入とされているので、厚生年金保険加入期間として認めてほしい。

### 第3 委員会の判断の理由

申立人は、A社には約 5 年間勤務していた旨を主張している。

しかし、申立人の申立期間についての記憶は定かでは無く、当時の複数の同僚の供述からも、申立期間における申立人のA社での勤務実態等は確認できない。

また、A社から名称が変更された、B社の健康保険厚生年金保険事業所別被保険者名簿を見ると、標準報酬月額等級表が改正された昭和 23 年 8 月 1 日以降も同事業所で厚生年金保険に加入していることが確認できる 5 人については、同年 8 月に標準報酬月額等級が変更された痕跡<sup>こんせき</sup>が確認できるものの、当該時点より前に同事業所で厚生年金保険の被保険者資格を喪失したとされる申立人を含む 11 人には、その痕跡<sup>こんせき</sup>が見当たらないことから、申立人は、23 年 8 月より前に同事業所を退職していたものと考えてのが相当である。

このほか、申立人が申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことを確認できる給与明細書等の資料は無く、申立人が申立期間において事業主により給与から厚生年金保険料を控除されていたことをうかがわせる関連資料及び周辺事情は見当たらない。

これらの事実及びこれまでに収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人が厚生年金保険被保険者として、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことを認めることはできない。

### 第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、厚生年金保険被保険者として厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

### 第2 申立の要旨等

#### 1 申立人の氏名等

氏 名 : 男  
基礎年金番号 :  
生 年 月 日 : 昭和 26 年生  
住 所 :

#### 2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和 51 年冬から 58 年冬まで

私は、昭和 51 年冬に A 社に入社し、58 年冬まで、B 県の現場で勤務していたにもかかわらず、申立期間が厚生年金保険に未加入とされているので、厚生年金保険加入期間として認めてほしい。

### 第3 委員会の判断の理由

雇用保険の加入記録によると、申立人は、申立期間のうち、昭和 53 年 8 月 30 日から 55 年 7 月 13 日までの期間及び 55 年 9 月 23 日から同年 12 月 27 日までの期間について、A 社で雇用保険に加入していることが確認できることから、申立人は、申立期間のうち当該期間において、同社に勤務していたことが確認できる。

しかし、雇用保険の加入記録によると、申立人は、申立期間のうち、昭和 51 年 11 月 1 日から 52 年 4 月 30 日までの期間及び 53 年 4 月 8 日から同年 7 月 6 日までの期間について、A 社以外の事業所での雇用保険加入記録が確認できる上、申立期間のうち、52 年 5 月 1 日から 53 年 4 月 7 日までの期間、53 年 7 月 7 日から同年 8 月 29 日までの期間、55 年 7 月 14 日から同年 9 月 22 日までの期間及び 55 年 12 月 28 日から 58 年 10 月 31 日までの期間、申立人が雇用保険に加入した記録は存在しない。

また、当時、A 社の現場事業所で給与計算及び社会保険手続を担当していた所長は、「申立人は、現場作業員として勤務していた。会社の方針により、厚生年金保険には社員のみ加入させていた。現場で採用した作業員については、雇用保険には加入させていたが、厚生年金保険には加入させていなかった。」旨を供述しており、事実、申立人と同様、現場作業員として勤務していた同僚及び申立人の兄は、オンライン記録によると、同社で厚生年金保険



の被保険者資格を取得していないことが確認できる。

さらに、申立人は、A社での勤務期間に係る記憶が明確でない上、戸籍謄本の附票により、申立期間当時、申立人が住民登録地としていたことが確認できるC県内の市町村によると、申立人は、申立期間のうち、昭和56年1月1日から58年11月1日まで、国民健康保険に加入していることが確認できる。

加えて、申立人が申立期間のうち、雇用保険加入記録が確認できたA社以外の2事業所について、両社の被保険者原票を確認したところ、申立期間を含む前後の期間において、連番で被保険者の氏名が記録されており、申立人の記録が脱落した痕跡は認められない。

このほか、申立人が申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことを確認できる給与明細書等の資料は無く、申立人が申立期間において事業主により給与から厚生年金保険料を控除されていたことをうかがわせる関連資料及び周辺事情は見当たらない。

これらの事実及びこれまでに収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人が厚生年金保険被保険者として、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことを認めることはできない。